

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）会則

第1章 総則

（目的）

第1条 沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)(以下「本会」という。)は、持続可能な地域社会の形成をめざし、沼間小学校区の自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と力を合わせ、さらには他の住民自治協議会との連帯などに努め、行政との協働のもと、地域づくりに取り組むことを目的とする。

（名称）

第2条 本会の名称を「沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)」とする。

（活動対象の区域）

第3条 本会の活動対象とする区域(以下「地域」という。)は沼間小学校区とし、逗子市沼間1丁目から6丁目の全域及び逗子市桜山3丁目から5丁目(一部を除く)とする。

（事務所の所在地）

第4条 本会の事務所は、沼間コミュニティセンター内に置く。

（構成員）

第5条 本会の構成員は、地域に在住、在勤の個人並びに地域で事業を行い、又は活動を行う個人及び法人その他団体とする。

2. 構成員は、本会の活動の対象となる。
3. 構成員は、本会の活動に参加することができる。

（役割）

第6条 本会は、次に掲げる役割を担う。

- (1) 地域づくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた活動を行う。
- (2) 自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と連携、協力し、第1条に掲げた目的の実現に取り組むとともに、それぞれの活動の活性化に寄与する。

(3) 構成員から広く意見や提案等の情報を収集するとともに、構成員に対して広く情報の発信を行う。

(4) 地域づくりについて、行政との協働、調整などの窓口となる。

第2章 会員

(会員の資格)

第7条 地域に住所を有する自治会・町内会等及び地域で活動を行う法人及び団体は、本会の会員となることができる。

(入会)

第8条 本会に入会する場合には、入会申込書を会長宛に提出し、役員会の承認を得る。

(会費)

第9条 本会は、総会において会費を定めることができる。

2. すでに納入した会費は、返還しない。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする会員は、退会届を会長宛に提出する。

2. 会員が解散したとき、又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名

(6) 監事 2名

(7) 役員 10名以内

2. 役員は、会員の中から選任される者、団体の代表者又は会長が構成員の中から推薦した者によって構成される。
3. 役員は、相互に兼ねることができる。

(役員決定)

第12条 役員は、総会に諮り決定する。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 事務局長は、本会の事務全般を分掌する。
4. 会計は、本会の金銭出納について分掌する。
5. 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
6. 役員は、会長、副会長を補佐し、本会の会務を分掌する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の2分の1以上の同意により、これを解任することができる。

2. 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
3. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 総会

(総会)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の審議事項)

第17条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 会則の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日以上前までに文書をもって通知しなければならない。

4. 総会を招集するにあたり、構成員に対する周知の工夫をする。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 21 条 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。)があれば開会できる。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会への委任)

第 23 条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ委任状を提出し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、公開しなければならない。

- (1) 総会の日時と場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数(委任状はそれを付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(総会の公表)

第 25 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2. 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができ、議長の承認があれば発言することができる。

第 5 章 代表者会議

(代表者会議の構成員)

第 26 条 代表者会議は、会員の代表者及び役員をもって構成する。

(代表者会議の審議事項)

第 27 条 代表者会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 役員会で審議した事項に関すること。
- (2) 役員会で決定した事項に関すること。
- (3) 総会に付議する事項に関すること。
- (4) 会員の相互連絡に関すること。
- (5) その他総会の議決を要しない本会の活動に関すること。

(代表者会議の開催)

第 28 条 代表者会議は、次のときに開催する。

- (1) 定例会
- (2) 会長が必要と認めるとき、又は代表者会議の構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(代表者会議の招集)

第 29 条 代表者会議は、会長が招集する。

2. 代表者会議を招集するには、代表者会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の 10 日以上前までに文書をもって通知する。

(代表者会議の議長)

第 30 条 代表者会議の議長は、事務局長がこれに当たる。

(代表者会議の定足数)

第 31 条 代表者会議は、代表者会議の構成員の3分の1以上の出席があれば開催できる。

(代表者会議の議決)

第 32 条 代表者会議の議事は、出席した代表者会議の構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 組織図の関係団体にあつては議決権をもたない。

(代表者会議の議事録)

第 33 条 第 24 条の規定は、代表者会議の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「代表者会議」、「会員」とあるのは「代表者会議の構成員」と読み替えるものとする。

第6章 役員会

(役員会)

第34条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の審議事項)

第35条 役員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- (3) 代表者会議に付議する事項に関すること。
- (4) 重要事項で、総会を開催できる時間のない緊急を要する事項に関すること。
- (5) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関すること。

(役員会の開催)

第36条 役員会は、次のときに開催する。

- (1) 定例会
- (2) 会長が必要と認めるとき、又は役員 $\frac{3}{10}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第37条 役員会は、会長が招集する。

2. 役員会を招集するには、役員に対し、会議の内容、日時及び場所を通知しなければならない。

(役員会の議長)

第38条 役員会の議長は、事務局長がこれに当たる。

(役員会の議決)

第39条 役員会の議事は、出席した役員 $\frac{2}{3}$ 以上の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第40条 第24条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 部会

(部会)

第41条 本会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2. 部会の設置にあたっては、役員会及び代表者会議で審議し、決定するものとする。
3. 初期の段階においては、組織図のとおり各団体で事業部会を構成する。

第8章 会計・事業計画等

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、市からの交付金、寄附金、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度にあたっては、発足の日から次に到来する3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第44条 本会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2. 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画及び収支予算は、会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 46 条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 9 章 会則の改正

(会則の改正)

第 47 条 会則を改正する場合には、総会において、会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第 10 章 雑則

(委任)

第 48 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 27 年1月 24 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 23 日に一部改正、同日から施行する。